

第 88 回

浜田地区広域行政組合議会 臨時会議案

平成 31 年 4 月 23 日

第 88 回浜田地区広域行政組合議会臨時会付議事件

議 案

承認第 1 号 専決処分の承認について

議案第 6 号 訴えの提起について

承認第 1 号

専決処分の承認について

地方自治法第 179 条第 1 項の規定により、浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について専決処分をしたので、同条第 3 項の規定により、これを報告し、議会の承認を求める。

平成 31 年 4 月 23 日 提出

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例について

浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例を次のように改正する。

平成 31 年 3 月 31 日 専決

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例

浜田地区広域行政組合介護保険条例（平成 15 年浜田地区広域行政組合条例第 6 号）の一部を次のように改正する。

第 3 条第 2 項中「平成 30 年度」を「平成 31 年度」に、「3 万 7,692 円」を「3 万 1,410 円」に改め、同項の次に次の 2 項を加える。

- 3 前項の規定は、第 1 項第 2 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中 3 万 1,410 円とあるのは、4 万 8,162 円と読み替えるものとする。
- 4 第 2 項の規定は、第 1 項第 3 号に掲げる第 1 号被保険者についての保険料の減額賦課に係る平成 31 年度から平成 32 年度までの各年度における保険料率について準用する。この場合において、第 2 項中 3 万 1,410 円とあるのは、6 万 726 円と読み替えるものとする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

（経過措置）

- 2 改正後の第 3 条の規定は、平成 31 年度分の保険料から適用し、平成 30 年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

条 例 説 明 資 料

担当部名称 介護保険課

1	議案番号	議案第 号																
2	題名	浜田地区広域行政組合介護保険条例の一部を改正する条例																
3	目的・理由	平成31年10月の消費税率10%への引き上げに併せ、介護保険法施行令の一部改正に基づき、介護保険料段階第1段階から第3段階の者に対し、公費投入により軽減強化が行われます。それに併せて、介護保険条例の一部を改正するものです。																
4	概要	<p>平成31年度の保険料軽減については、平成31年10月の消費税率引き上げによる財源の手当であることを反映し、平成32年度以降の完全実施時における軽減幅の半分の水準に設定します。</p> <p>第1段階の保険料率を0.45から0.375に変更する。 第2段階の保険料率を0.7から0.6に変更する。 第3段階の保険料率を0.75から0.725に変更する。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 30%;"></th> <th style="width: 20%;">第1段階</th> <th style="width: 20%;">第2段階</th> <th style="width: 30%;">第3段階</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>平成30年4月～</td> <td style="text-align: center;"><u>0.45</u> 37,692円</td> <td style="text-align: center;">0.7 58,632円</td> <td style="text-align: center;">0.75 62,820円</td> </tr> <tr> <td><u>平成31年4月～</u></td> <td style="text-align: center;"><u>0.375</u> 31,410円</td> <td style="text-align: center;"><u>0.6</u> 50,256円</td> <td style="text-align: center;"><u>0.725</u> 60,726円</td> </tr> <tr> <td>平成32年4月～ (予定)</td> <td style="text-align: center;">0.3 25,128円</td> <td style="text-align: center;">0.5 41,880円</td> <td style="text-align: center;">0.7 58,632円</td> </tr> </tbody> </table> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">(上段：保険料率、下段：年間保険料額)</p>		第1段階	第2段階	第3段階	平成30年4月～	<u>0.45</u> 37,692円	0.7 58,632円	0.75 62,820円	<u>平成31年4月～</u>	<u>0.375</u> 31,410円	<u>0.6</u> 50,256円	<u>0.725</u> 60,726円	平成32年4月～ (予定)	0.3 25,128円	0.5 41,880円	0.7 58,632円
	第1段階	第2段階	第3段階															
平成30年4月～	<u>0.45</u> 37,692円	0.7 58,632円	0.75 62,820円															
<u>平成31年4月～</u>	<u>0.375</u> 31,410円	<u>0.6</u> 50,256円	<u>0.725</u> 60,726円															
平成32年4月～ (予定)	0.3 25,128円	0.5 41,880円	0.7 58,632円															
5	施行期日等	平成31年4月1日																

議案第 6 号

訴えの提起について

広島高等裁判所松江支部平成 30 年（行コ）第 2 号老人福祉法に基づく改善措置命令処分等取消請求控訴事件について、次のとおり上告を提起し、及び上告受理を申し立てるので、地方自治法第 96 条第 1 項第 12 号の規定により、議会の議決を求める。

平成 31 年 4 月 23 日 提出

浜田地区広域行政組合
管理者 久保田 章 市

1 相手方

[省略]

2 上告・上告受理申立ての趣旨

- (1) 本件上告を受理する。
- (2) 原判決を破棄し、更に相当の裁判を求める。

3 管轄裁判所

最高裁判所

4 本件に関する取扱い

本件の訴訟は、弁護士に委任する。